われわれは遺族の相互扶助、道義の高揚につとめ、平和日本建設に寄与し、戦争の防止、世界恒久平和の確立を期するを信条とする。

いさお新聞

発行所　〒703-8272
岡山市中区奥市3-22　岡山県遺族連盟
電話代表　086-271-7175
ＦＡＸ　086-271-4815
郵便振替岡山01230-9-3532
発行責任者　岸本清美
編集責任者　豊島始男
印刷所　西尾総合印刷株式会社
定価（郵税共）年額1,200円
ホームページ http://izoku-okayama.jp/

英霊の御心に応える政治復活を

平成23年度日本遺族会活動方針・事業計画

日本遺族会は二月二十四日㈭、東京・九段会館において理事・評議員合同会議を開催し、英霊顕彰並びに処遇改善運動の経過等について審議すると共に、平成二十三年度活動方針・事業計画、同予算を審議・決定した。

日本遺族会理事会・評議員会（２月24日：九段会館）

英霊顕彰運動では、昨年が終戦から六十五年の節目の年であったにも拘わらず、早々に靖國神社不参拝を表明した菅総理や、閣僚の参拝自粛を求めた内閣の姿勢から、現政権に対する要望は大きな困難が伴うとしながらも、あくまで総理の靖國神社参拝の旗印を降ろさないことを確認。新たな追悼施設建設は断固阻止すると共に、街頭行進を計画し、マスコミへのアピールを行うことなど世論形成に努めるとした。

また、「天皇陛下の御親拝実現に向けた環境整備」を活動方針に据えて推進してほしいとの要望が福岡県遺族連合会から提出されたが、引き続き常務理事会で検討することとなった。

処遇改善運動では、戦後の苦難を乗り越え祖国の復興に努めてきた遺族に対する処遇は後退してはならないとし、更に、「戦没者の妻等に対する特別給付金」などの継続・増額実現に向け準備を始めるとした。

また、これらの運動を進めるうえで、組織の中核である戦没者の遺児の奮起と女性部会の充実を求め、組織の再構築を加速することとしている。

更に、硫黄島遺骨帰還事業予算の大幅な増額に伴い、遺骨収容員の確保に努め積極的に参加協力することとした。

県遺族連盟では、今回承認された日本遺族会の方針に基づき、新年度活動方針・事業計画（案）を検討し、三月十九日㈯に開催する役員合同会議において審議、決定することにしている。

決定された平成二十三年度日本遺族会活動方針・事業計画は次のとおり。

東日本大震災により被災された皆様に謹んでお見舞い申し上げます

活動方針

一、英霊顕彰運動の推進

我々が今日、平和と自由の恩恵を享受できるのは、先の大戦で国の礎となられた戦没者の尊い犠牲によるものであることに思いをいたし、国家、国民は尊崇と感謝の誠を捧げることを決して忘れてはならない。その戦没者を祀る我が国唯一の追悼施設である靖國神社に、国を代表して内閣総理大臣が参拝することは極めて当然のことである。

しかし、昨年においては、先の大戦が終結して六十五年の節目の年であったにも拘わらず、菅総理は近隣諸国に配慮してか靖國神社に参拝を行わず、同神社への不参拝を明言すると共に、各閣僚にも参拝自粛を求めたことは誠に遺憾である。

我々遺族はいかなる困難があろうとも、総理の靖國神社参拝の旗印を降ろしてはならない。

更に、現政権は靖國神社に代わる新たな国立追悼施設の建設を政策で掲げているが、これは靖國神社を形骸化するだけでなく、戦没者遺族の心情を逆撫でするような施設であり、断じて容認できない。我々は、施設建設を断固阻止する。

また、大東亜戦争の正しい歴史観の確立をはじめ、歴史、伝統、文化など、良き固有の精神文化の継承に努める。

二、処遇改善運動の推進

遺族会の中心を成した戦没者の妻も平均年齢九十三歳を超え、一番若い戦没者遺児でも六十六歳となる。一段と高齢化が進む我が国において、戦後の苦難を乗り越え、祖国の復興に努めてきた戦没者遺族に対する処遇は後退してはならない。

我々は遺家族議員協議会との連携を密にし、引き続き国家補償の理念に基づき改善されるよう運動を推進する。

更に、平成二十五年に最終償還を迎える「戦没者の妻等に対する特別給付金」や、身寄りのない「戦没者の父母等に対する特別給付金」の継続・増額実現に向け準備を行う。

三、組織の拡充強化

本会の使命である英霊の顕彰と戦没者遺族の福祉の向上は、遺族運動の二本柱として後退は許されない。このため、後継者である戦没者遺児を中心に組織の再構築を加速し、光輝ある組織の継承に努力する。女性部は、統一テーマに基づき本部、支部とも十分に議論を重ね、一定の方向性を見い出すよう努める。

また、特別弔慰金受給者、慰霊友好親善事業及び遺骨帰還事業参加者等に対して積極的に入会の働きかけを行うなど、組織の拡充に努める。

公益法人制度改革については、本部、支部とも諸官庁の指導を受け、移行期間内に然るべき法人認定、認可を得るよう相互の協力態勢に努める。

なお、本部は非営利型・一般財団法人への移行を目指し、専門家等の助言を受けて事務手続きの準

備を開始する。
　組織活動の維持には財政の確立が欠かせない。このため本部、支部共、あらゆる方途を講じて資金の確保に努める。
　更にはホームページ、機関紙等を充実させ積極的な広報活動を行う。

四、遺児の慰霊友好親善事業及び遺骨帰還事業等の推進

　遺児の慰霊友好親善事業は、各支部等の協力を得て全国千八百余りの市区町村の広報誌等への掲載依頼をするなどして参加者を募った結果、昨年は千名を超える応募者があった。
　戦没者の遺児も平均七十歳を超え、高齢化が顕著になっている為、広報活動の拡大を図り、本事業の周知徹底と参加者増に努める。更には、同事業の補助金交付団体となるよう努力する。
　また、政府主催の遺骨帰還事業については、本年度から政府主導で硫黄島での遺骨収容が年間を通して行われることや、北方及び南方諸地域での遺骨帰還事業が行われることから積極的に参加協力する。
　更に、民間建立慰霊碑等整理事業や海外未送還遺骨情報収集事業についても、事業の重要性に鑑み、引き続き本会に委託されるよう努める。

五、社会奉仕活動の推進

　国内や旧戦域において、戦没者遺族に相応しい社会奉仕活動（ボランティア）を、各支部の協力や遺児による慰霊友好親善事業等を通じ、引き続き企画実施する。

事業計画

一、英霊顕彰運動

(1) 総理、閣僚の靖國神社への参拝運動の推進

①　終戦から六十五年が経過し先の大戦が風化しようとしている。
　先の大戦で日本の安寧と繁栄を願い散華された英霊に対し、国民を代表する内閣総理大臣が靖國神社に参拝し英霊に尊崇と感謝の誠を捧げることは当然のことであり、国家存立の基本と考える。
　しかし、菅総理は靖國神社に参拝しないばかりか、閣僚にも同神社への参拝自粛を要請している。このことは極めて遺憾であり看過することはできない。
　我々遺族は、総理・閣僚の靖國神社参拝の推進を図ると共に、先の大戦を風化させないためにも、関係諸団体と連携を密にして以下の運動を実施する。

(ア)　要請文による陳情
　国会及び世論の動向を勘案し、英霊にこたえる会をはじめとする関連団体と連携し、靖國神社への総理の参拝を文書を持って要請する。

(イ)　世論、マスコミに訴える陳情
　八月十五日の終戦の日に遺族代表が靖國神社に集結して靖國神社から国会までの行進による陳情運動の実施を検討する。

(ウ)　書面による陳情
　各支部は末端会員までを含む遺族の心情を記した書面（記名捺印されたもの）を、七月中旬を目処に集約し本部に送付する。
　本部は各支部からの書面を集約し、本会役員らが集約された書面を総理へ手交し靖國神社参拝を要請する。

(エ)　メールによる陳情
　孫、曾孫を中心にメールによる陳情を継続的に実施する。

②　環境整備

(ア)　世論喚起
　英霊にこたえる会をはじめ、ＪＹＭＡなど若者世代の団体等と協力して各地でビラを配るなどの街宣活動や、新聞、雑誌、インターネット等への投稿を積極的に行う。
　また、真の保守政治に回帰するための世論の喚起に努める。
　更には、近隣諸国との友好親善に引き続き努力する。

(イ)　国会対策
　国会議員七百二十二名（三名欠員）中、戦後生まれの議員が五百九十三名と約82％を占め、昨年度（昨年77％）に増して国会議員も一段と世代交代が進んだ。
　ついては、先の大戦や靖國神社問題等の正しい知識、並びに本会の組織や活動を理解、認識いただくため、自由民主党の国会議員に機関紙を配布すると共に、全ての国会議員へ配布することも今後検討し、本会事業の啓蒙を推進する。
　更には、与野党国会議員に対し、「みんなで靖國神社に参拝する国会議員の会」への入会を促し、本部支部一体となって靖國神社問題に対する理解と協力を求める。

(2) 国立の戦没者追悼施設建設構想の阻止

　菅内閣は、平成二十三年度政府予算に建設のための調査費は計上しなかったが、現政権は靖國神社に代わる国立追悼施設の建設を政策に掲げており、今後、建設に向けて動き出すことも十分考えられることから政府の動向を注視する必要がある。
　このため情報収集に努めると共に、他団体と連携して建設に向けての動きがあれば実力行使も辞さぬ覚悟で断固阻止する。

(3) 知事の護國神社参拝運動の推進

　各道府県支部にあっては、知事が春秋の例大祭及び八月十五日に護國神社に参拝するよう要請する。また、上京の際には靖國神社へ参拝するよう要請する。東京都においては、他団体と協力して引き続き都知事の靖國神社への参拝を要請する。

(4) 大東亜戦争の正しい歴史観の確立

①　終戦六十周年特別委員会の報告書「今後の遺族会のあるべき姿」に基づき、「東京裁判史観」の払拭と大東亜戦争の正しい歴史観の確立に引き続き努力する。

②　関係団体と協力し、戦争の悲惨さを戦後世代に語り継ぐことを主眼に、「語りべの会」等の開催を企画し、教育機関等を通じて若い世代に継承する。
　また、昭和館の展示や巡回特別企画展を通じて、戦中・戦後の国民生活の労苦を後世代に伝える啓蒙活動に引き続き努力する。

(5) 市区町村における慰霊祭等の実施

　慰霊祭は遺族だけのものでなく、各自治体が率先して主導すべきものである。国の平和と郷土の平安、家族の幸せを願い犠牲となった方々が対象であり、また戦前戦中の徴兵制度において地方自治体が果たした役割を考えるとき、その責任は永遠に免れるものではない。
　遺族の高齢化に伴い慰霊祭への参列者は減少しているが、英霊顕彰の継承の観点から、児童、生徒等の参加を促し、未来永劫実施するよう地方自治体に要望する。

(6) 靖國神社等との連携

　靖國神社、護國神社、千鳥ケ淵戦没者墓苑及び各種慰霊団体との連携を密にして相互理解を深めると共に、現政権下における不測の事態に備える。
　また、靖國神社崇敬奉賛会の事業に引き続き協力する。

(7) 全国戦没者追悼式（八月十五日）の放映時間の延長

　ＮＨＫで中継される全国戦没者追悼式の放映時間について、昨年、短すぎるとの意見が女性部から提起された。このため、女性部幹事会は本会と共にＮＨＫに対して放映時間の延長を要望することを決定し陳情を行ったが、実施されるまでに至らなかった。
　ついては、引き続き本会と一緒に女性部が中心となり、八月十五日の全国戦没者追悼式の放映時間が延長されるよう、ＮＨＫ及び各都道府県に所在するＮＨＫ支局に対し陳情運動を実施する。

(8) その他

　英霊にこたえる会と協力して、中央及び地方において英霊顕彰の各種事業を企画実施する。
　また、必要に応じて政府、国会等に対して抗議行動を実施するなど、適時適切な運動を行う。

二、戦没者遺族の処遇改善運動

(1) 公務扶助料等の改善

　公務扶助料等は高齢化著しい受給者にとって、生きて行くための重要な糧となっているのは周知の事実である。今後とも、国家補償の理念に基づいて改善が行われるよう強く国に働きかける。
　また、「戦没者の妻等に

いさお新聞

遺児による慰霊友好親善事業
事業実施概要固まる

日本遺族会が厚生労働省から補助を受けて実施している「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」の平成二十三年度事業の概要が固まり、沖縄地域を皮切りに十五地域を訪問することが決まった。

「一度は亡き父の戦没地を訪れて慰霊をしたい」との要望を受け、戦没者遺児に対する慰藉の一環として平成三年から行われている慰霊友好親善事業は、来年度で事業実施以来二十一年目を迎え、これまでに全国から一万人の遺児が参加している。

訪問国や交通手段等の事情により事業実施が困難なこともあるが、日本遺族会では亡き父の終焉の地に一歩でも近づけるよう、慎重に実施に向けての準備を進めている。

なお、沖縄地域については、毎年六月二十三日に行われている「沖縄平和祈願慰霊大行進」が事業開始以来五十回目の節目の年を迎えることから、同行進にあわせて実施することとなった。

募集要領は次のとおりです。

▼**地域・時期**　実施概要表のとおり。

▼**参加経費**　国内　四万円
海外　八万円

▼**参加資格**　実施地域（周辺公海上を含む）における戦没者の遺児に限ります。

▼**その他**　集合場所（東京都及び那覇市）において結団式及び渡航に係る説明会を行います。なお、集合及び解散場所と自宅間の交通機関等の手配は参加者本人が行うこととし、前述の国内交通費及び帰国時の宿泊代等は個人負担となります。

▼**参加申込**　お申し込みは県遺族連盟へ。

	実施地域	実施時期
1	沖　縄	6月中旬～6月下旬
2	旧満州	7月上旬～7月中旬
3	モンゴル	7月中旬～7月下旬
4	中国（一次）	8月上旬～8月中旬
5	西部ニューギニア（一次）	8月中旬～8月下旬
6	フィリピン（一次）	9月上旬～9月中旬
7	東部ニューギニア（一次）	9月中旬～9月下旬
8	マリアナ諸島	10月中旬～10月下旬
9	ボルネオ・マレー半島	10月中旬～10月下旬
10	台湾・バシー海峡	11月上旬～11月中旬
11	ミャンマー（一次）	11月中旬～11月下旬
12	西部ニューギニア（二次）	2月上旬～2月中旬
13	マーシャル諸島	2月上旬～2月中旬
14	ギルバート諸島	2月上旬～2月中旬
15	中　国（二次）	2月中旬～2月下旬
16	トラック諸島	2月中旬～2月下旬
17	パラオ諸島	2月中旬～2月下旬
18	フィリピン（二次）	3月上旬～3月中旬
19	東部ニューギニア（二次）	3月中旬～3月下旬
20	ミャンマー・タイ（二次）	3月中旬～3月下旬

※上記のほか、小規模地域として２地域３回の実施を予定

対する特別給付金」「身寄りのない「戦没者の父母等に対する特別給付金」の継続・増額実現に向けて具体的な運動方法の検討に着手する。

(2) 特別弔慰金の支給範囲の拡大

特別弔慰金は国として弔慰の意を表したものであり、国は戦没者を忘れないという証でもあることから、引き続き公務扶助料等受給者が失権した場合、残された遺族に対し速やかに支給されるよう制度の改善に努力する。

(3) 全国戦没者追悼式への国費参列者の対象範囲の拡大

全国戦没者追悼式の趣旨に鑑み、国費で負担する遺族代表の対象範囲を戦没者の曾孫、甥、姪まで拡大すると共に、戦没者の子・兄弟姉妹の配偶者の参列についても、制約を撤廃するよう制度の改善に努力する。

三、組織の拡充強化

(1) 組織の拡充強化

① 戦没者の遺児は組織の後継者であることを自覚し、慰霊祭への参加、会費の徴収、機関紙の配布等々、支部の活動に積極的に参加、協力する。

② 支部にあっては、引き続き魅力のある支部づくりを創造すると共に、新規会員の獲得と後継者の育成を図るため以下のことに努める。

(ア) 慰霊友好親善事業及び遺骨帰還事業の参加者等に対し、説明会や報告会等の会合を設け、漏れなく会員とするように努力する。

(イ) 特別弔慰金受給対象者に対し簡単な資料等を作成するなど、申請に関する相談等を通じて、その主旨や運動の経緯等を説明し、組織活動への参画を働きかける。

③ 女性部は、本部、支部一体となって統一テーマに対する方向性を見出すよう努める。

各支部にあっては女性遺児の参加を積極的に要請すると共に、男性遺児の配偶者・孫等の入部を促進し、部会の充実と後継者の育成に努めると共に、魅力的な部会を模索する。

④ 引き続きブロック会議を開催し、連携を密にすると共に情報の共有化をはかる。

(2) 財源の確保

会費の減少が著しい現状で財源の確保は深刻な問題である。このため、英知を結集して基金の造成に努める。また、特別弔慰金受給者にその主旨を説明し、本会の運営に関する理解を求め拠金等を働きかける。

(3) 支部事務局の強化

組織の拡充強化は支部事務局に負うところが大である。このため、引き続き本部、支部、更には支部相互間の連携を密にすると共に、事務局長・職員研修会を企画実施し、本部、支部事務局の強化を図る。

(4) 実態調査の実施

各支部は遺族の実態調査や、会員名簿の整理を引き続き行うなどして会員の把握に努めると共に、新規会員の獲得に努力する。

(5) 啓蒙活動の実践

① 機関紙、ホームページを活用して、英霊顕彰並びに処遇改善運動や慰霊事業等の本会の活動内容を、遺族会員のみならず広く一般にも理解されるよう、わかり易く、かつ正確な情報伝達に努める。

② 本会の運動や組織に対する理解と協力を得るため、慰霊友好親善事業参加者等に対する機関紙の個人購読の拡大、市区町村支部への直送などを引き続き実施すると共に迅速に購読者へ届くよう努める。

③ 各支部の協力を得て、遺族会に関するパンフレット等を作成するなどして本会活動への参加を呼びかける。

(6) その他

公益法人制度改革については諸官庁と十分協議を重ね、本部、支部が移行期間までに然るべき法人への認定・認可を得るよう、相互の協力態勢に努める。

なお、本部においては非営利型・一般財団法人への移行を目指し、専門家等の助言を受けて事務手続の準備を開始する。

四、遺児の慰霊友好親善事業

本事業は、本年度より従来の委託費が補助金に吸収され、全て補助事業となった。ついては、同事業の補助金交付団体となるよう努める。また、各支部等の協力を得て、引き続き各地方公共団体の広報誌や新聞のパブリックスペースを活用し、ポスターを作成して参加者を募ると共に、本会からも各市区町村、各新聞社、各テレビ局の広報担当者への記事掲載並びに広報依頼等を検討する。

更には、事務処理のIT化をより一層進め、事務の効率化を図ると共に、参加者の高齢化に鑑み、実施期間や実施地域等の事業内容の見直しを行う。

◎平成23年度実施地域

(1) 15地域延べ20回・七九二名（予定）

①沖縄、②旧満州、③モンゴル、④西部ニューギニア、⑤中国、⑥マリアナ諸島、⑦フィリピン、⑧東部ニューギニア、⑨ボルネオ・

マレー半島、⑩トラック諸島、⑪パラオ諸島、⑫ミャンマー、⑬マーシャル諸島、⑭ギルバート諸島、⑮台湾・バシー海峡

(2) 以下の地域は二次を実施する
①西部ニューギニア、②フィリピン、③東部ニューギニア、④ミャンマー（タイを含む）、⑤中国

(3) 小規模（特定）３地域・一〇八名（予定）
①フィリピン1、②フィリピン2、③ミャンマー

(2) **民間建立慰霊碑等整理事業**
本事業も本年度、引き続き本会に委託されるよう努め、厚生労働省の指導のもと地方自治体、関係団体等と協力して実施する。①旧ソ連、②フィリピン

(3) **海外未送還遺骨情報収集事業**
本事業も、引き続き本会に委託されるよう努め、厚生労働省の指導のもと地方自治体、関係団体等と協力して実施する。
◎平成23年度実施地域・２地域（予定）
①東部ニューギニア、②ビスマーク・ソロモン諸島

(4) **樺太・千島戦没者慰霊碑維持管理事業**
厚生労働省の指導のもと、関係機関等の協力を得て、ロシア・サハリン州スミルヌイフにある「樺太・千島戦没者慰霊碑」の良好な維持管理に努める。

(5) **遺骨帰還事業**
政府主催の遺骨帰還事業は予算措置が見直され、硫黄島での遺骨収容事業が年間を通して行われる計画である。また、北方及び南方諸地域での遺骨収容も通常どおり行われることから、遺骨収容員の大幅な派遣要請が見込まれる。
ついては、事業の趣旨に鑑み、戦没者の遺児を中心に孫、曾孫等を含むボランティア要員の確保に努め、機関紙、ホームページや各種会合等を通じて広報活動を行い積極的に参加協力する。
◎平成23年度実施地域・13地域（予定）
①フィリピン、②東部ニューギニア、③ビスマーク・ソロモン諸島、④パラオ、⑤インドネシア、⑥インド、⑦沖縄、⑧硫黄島、⑨モンゴル、⑩ザバイカル地方、⑪アムール州、⑫沿海地方、⑬イルクーツク州

(6) **戦跡慰霊巡拝**
本会主催の戦跡慰霊巡拝は、各支部の協力を得て硫黄島地域（予定）を実施する。

五、社会奉仕活動の推進

(1) **国内における社会奉仕活動**
各支部においては、一人暮らしを余儀なくされている年老いた戦没者の妻等の家庭や施設を訪問し、清掃や話し相手等のボランティア活動を引き続き実施すると共に、母に感謝する会や「母の日」に合わせた行事等を継続して実施する。
また、護國神社、諸社、慰霊碑、忠魂碑等の清掃奉仕活動を行う。
社会活動助成費については引き続き助成する。

(2) **海外における社会奉仕活動**
先の大戦の旧戦域における恵まれない子供たちに対して、日本ユニセフ協会や日本赤十字を通じての援助等や、戦争による深い悲しみを経験した戦没者遺族が等しく思う「戦のない世界の恒久平和の実現」に向けて啓蒙活動を行うなど、本会にふさわしい社会奉仕活動を引き続き企画実施する。
なお本年度は、遺児の慰霊友好親善事業を通じて旧戦域の災害被災者等に対する衣類等の援助や、本会がミャンマー（旧ビルマ）へ平成十一年度から三年間で三校を建設贈呈した小学校や各地域の小学校・孤児院・病院等の諸施設を訪問し、学用品・車椅子等を寄贈する。
更には植林活動、中国北京・万里の長城植樹計画等に協力する。

六、本会創立六十五周年記念事業の準備
平成二十四年には本会創立六十五周年を迎えるが、前年度であることから、式典の具体的な事業等について検討し準備を行う。

第50回記念 沖縄平和慰霊大行進

沖縄平和慰霊行進は、先の大戦で組織的な地上戦が終結した日である六月二十三日に、糸満市から摩文仁の霊域までの道程約八・五kmを行進し、戦いに倒れた将兵や住民の慰霊と世界平和を祈願することを目的に、沖縄県遺族連合会と日本遺族会の共催により毎年実施されています。
昭和三十七年の初実施以来、本年で五十回の節目を迎えることから記念事業も検討されていますので、是非、多くの皆様のご参加を賜ります様お願いいたします。
参加ご希望の方は県遺族連盟までお申し込み下さい。

▼**実施期間** 六月二十二日㈬～二十四日㈮／二泊三日

▼**実施日程** 【六月二十二日】那覇市内のホテル集合～沖縄全戦没者追悼式前夜祭～泊。
【六月二十三日】平和祈願大会～平和祈願慰霊大行進～平和祈願慰霊大行進第50回記念式典（予定）～泊。
【六月二十四日】朝食後、流れ解散。

▼**集合日時** 六月二十二日㈬の午後三時から受付開始予定。

▼**集合場所** 宿舎となる那覇市内のホテル（決定次第、参加決定者に対し文書でお知らせします）

▼**参加資格** (1)戦没者の遺族であること。(2)約八・五kmの道程を行進できる心身とも健康な方。

▼**参加費用** 三万五千円程度。
(1) 参加費用は宿泊費（二泊朝食付）、結団式費用、昼食・懇親会費、バス借上費を含んだ費用の目安で、参加人数により若干変動します。
(2) 自宅から那覇空港までの往復航空運賃、及び空港から集合場所までの往復交通費は参加費用に含まれていません。
このため、**航空機の手配は各自が行うことになりますので、早めに旅行代理店等で手続きをお願いします。**

▼**宿泊** 基本は二名一室で、一人部屋ご希望の場合は別途追加料金が必要です。

▼**申込締切** 五月二十三日㈪必着（日遺締切）
◎詳しくは日本遺族会福祉係まで／☎〇三－三二六一－五五二一（内線）三六五二～三六五四

遺族会の動き

平成二十三年三月行事表

2日　倉敷市遺族連合協議会靖國神社団参・国会陳情（東京方面）二泊三日
12日　県連盟正副会長・常任理事合同会議（県護國神社応接室）
15日　美作市戦没者慰霊祭（県護國神社）
16日　加賀郡吉備中央町遺族会研修会（倉敷市内）
19日　県連盟理事・評議員・監事合同会議（県連盟大会議室）
22日　旧岡山陸軍墓地春季彼岸祭（岡山市津高・旧岡山陸軍墓地）
25日　加賀郡吉備中央町新山遺族会靖國神社正式参拝（県護國神社）
27日　岡山市南遺族連合会総会（興除公民館）
30日　総社市昭和地区戦没者慰霊祭（県護國神社）

平成二十三年四月行事表

1日　岡山県議会議員選挙告示（同10日投票）
5日　岡山市津高地区遺族会総会（岡山市内）
11日　津山市高田地区遺族会第六回靖國神社団参（東京方面）二泊
13日　新法人移行に伴う中国・四国ブロック遺族会事務局職員研修会（岡山市内）
17日　岡山市瀬戸遺族連合会総会（瀬戸公民館）
21日　津山市高野地区遺族会県護國神社参拝（県護國神社）

（その他の行事予定）
5月5日　岡山県戦没者春季慰霊祭（県護國神社）
5月6日　岡山県護國神社春季慰霊大祭（県護國神社）
7月初旬　県連盟理事・評議員・監事合同会議（県連盟大会議室）
7月16日　戦没者遺族慰霊研修事業（東京方面）一泊
11月30日　岡山県戦没者遺族代表者大会（岡山衛生会館）